

太田市立幼稚園預かり保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市立幼稚園の教育時間終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を当該施設で預かり、保育すること（以下「預かり保育」という。）により、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(実施園)

第2条 預かり保育の実施園は、生品幼稚園、綿打幼稚園及び藪塚本町南幼稚園（以下「実施園」という。）とする。

(利用定員)

第3条 預かり保育園児の1日の利用定員は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

幼稚園名	定員
生品幼稚園	60人
綿打幼稚園	40人
藪塚本町南幼稚園	20人

(形態)

第4条 預かり保育の形態は、次の表に掲げるとおりとする。

形態	利用内容
通年利用	仕事のための利用
一時利用	その他の利用

(対象児)

第5条 預かり保育の利用対象児は、実施園の在園児で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保護者の就労等により教育時間終了後に家庭内保育が困難な場合
- (2) 保護者又は家族の通院、看護、介護等により教育時間終了後に家庭内保育が困難な場合
- (3) その他実施園の園長（以下「園長」という。）が利用が必要であると認められる状況の場合

(実施日)

第6条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 学年始め、夏季、冬季、学年末等の休業日
- (3) その他園長が指定した日

(預かり保育時間)

第7条 預かり保育の時間は、実施園の教育時間終了後から午後4時までの間で保護

者が希望する時間とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

(預かり保育指導員)

第8条 預かり保育に当たる職員（以下「預かり保育指導員」という。）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園教諭の免許状取得者で、心身ともに健康で職務内容を理解し、積極的に取り組む熱意のある者とする。

2 預かり保育指導員の数は、当該実施園の預かり保育園児の定員を20で除して得た数に1を加えた数とする。

(申込み及び承諾)

第9条 通年利用及び一時利用で預かり保育を希望する保護者は、預かり保育利用申込書(様式第1号)に必要書類を添えて園長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 通年利用は、1年ごとの更新とする。

3 園長は、第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の諾否を決定する。

4 園長は、前項の規定により利用の諾否を決定したときは、その結果を預かり保育利用承諾・不承諾書(様式第2号)により保護者に通知しなければならない。

5 第1項の規定により預かり保育を承諾された保護者は、預かり保育利用者登録カード(様式第3号)を園長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第10条 前条第4項の規定による通知を受けた保護者は、利用の内容に変更が生じたときは、園長に預かり保育利用変更届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 保護者は、第5条各号のいずれの要件にも該当しなくなったとき、又は利用を辞退しようとするときは、園長に預かり保育利用辞退届(様式第5号)を提出しなければならない。

3 園長は、正当な理由があるときは、預かり保育の利用を取り消すことができる。

(費用負担)

第11条 預かり保育を利用する保護者は、預かり保育の利用に要する費用として、保育料のほかに1人1日につき教材費及びおやつ代などを実費負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。